

現状・課題

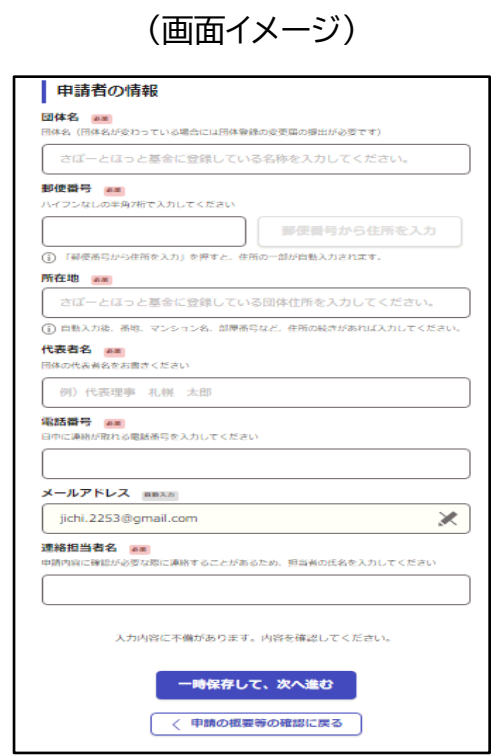
- 申請書等の不備対応が団体・事務局ともに負担となっている
- 助成対象事業の内容や経費が分かりづらく、審査しにくい

見直し案

- スマート申請を導入する
- 様式の見直しにより、事業のポイントを分かりやすくし、審査を効率化する

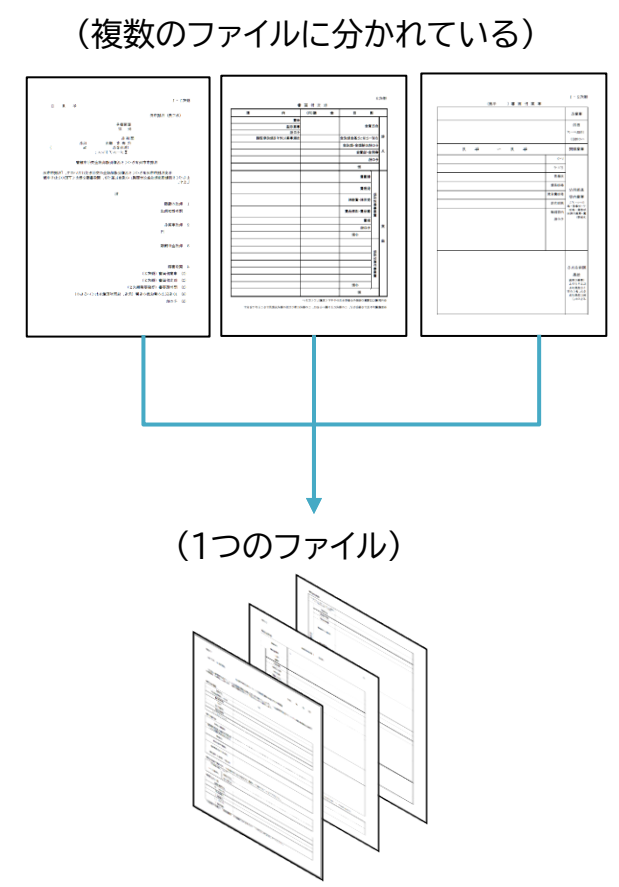
1. 申請方法の見直し

	現在	見直し案
申請方法	<p>「メール」「持参」「郵送」のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> メールのアドレス誤りや添付ファイルの容量オーバーによる受信制限で、申請書が提出できないことがある 	<p>「スマート申請」に統一</p> <ul style="list-style-type: none"> スマートフォンやパソコンから申請でき、申請完了も確認できる。添付ファイルの容量オーバー等で申請不能となることがない スマート申請の操作に不安がある団体は、市民活動サポートセンターでのフォローを受けられる
書類の書き方	<p>手書きを認めている</p> <ul style="list-style-type: none"> 不備の修正が必要となった場合、団体・事務局ともに負担が大きい 	<p>データ入力とする</p> <ul style="list-style-type: none"> 不備の修正が容易になり、審査にむけてスムーズな準備が可能になる



2. 様式・必要書類の見直し

	現在	見直し案
共通	<p>様式が複数のファイルに分かれている。助成の種類により様式等が異なる。自由記載欄が多く、任意様式での申請も可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要書類の提出漏れや不備対応で、団体・事務局ともに負担が大きい。 記載が不十分であったり、ポイントが不明瞭であるために、事業や経費の内容が把握しにくい。 	<p>様式を1つのファイルにまとめる。様式・必要書類を統一する。選択方式の項目を増やし、任意様式での申請は認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 提出漏れ・記載漏れを防ぎ、申請に係る負担を軽減する。 申請事由や経費の内容を把握しやすくする。 団体概要書の提出を省略する。
実績報告	<p>領収書がバラバラの状態で作成される</p> <ul style="list-style-type: none"> 領収書が出納帳の番号順に並べられていない、重なり合っていて必要事項が読み取れないことが多く、団体・事務局ともに精算業務の負担が大きい。 	<p>領収書の添付台紙を導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 添付台紙に貼ってコピーすることを原則とする。
団体登録	<p>代表者の本人確認を行っていない</p> <ul style="list-style-type: none"> 代表者名について、通称などでの登録を認めている。 	<p>代表者の本人確認を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> 団体登録時に、代表者の住民票(写し)等の提出を求め、本名で登録する。



3 助成対象経費の見直し

- 助成金をより効果的に活用してもらうため、以下の経費について整理する

	現在
旅費 (交通費)	<p>公共交通機関、ガソリン代、タクシー代、レンタカー代、高速道路料金、特別料金(グリーン料金、ビジネスクラス料金)を認めている</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別料金について、事業の実施に必要とは認められない。 ガソリン代について、利用実態の確認が困難で、走行距離とガソリン代が比例していないなど疑義が生じるケースもある。

	見直し案
	<p>原則、公共交通機関とし、ガソリン代は対キロ制とする タクシー代、レンタカー代、高速道路料金は事業実施に必要な場合のみ認め、特別料金は助成対象外とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ガソリン代は1kmあたり22円とし、報告時に地図アプリ等の証憑書類を求める。 公共交通機関、タクシー代、レンタカー代、高速道路料金は、「領収書」「旅費内訳書」の提出を求め、必要性を確認する。

	現在																								
報償費 (講師等謝礼)	<p>講師区分により、1時間当たり単価(上限)を細かく定めている</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>講師区分</th> <th>1時間当たり単価(所得税及び復興特別所得税を含まない)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大学教員</td> <td>教授・准教授</td> <td>8,000～12,000円</td> </tr> <tr> <td>講師・助教・助手</td> <td>4,000～6,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">コンサルタント(研修の講師を主たる職業とする場合等を言う)</td> <td>10,000～20,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">官公庁職員</td> <td>本省</td> <td>6,000～8,000円</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td rowspan="2">4,000～6,000円</td> </tr> <tr> <td>本省の出先機関</td> </tr> <tr> <td>学識経験者</td> <td>8,000～15,000円</td> </tr> <tr> <td>民間企業(「コンサルタント」に該当する場合を除く)</td> <td>5,000～12,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,000～10,000円</td> </tr> <tr> <td>上記の区分に関わらず、その実績が特に評価され著名である者</td> <td>30,000～50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	講師区分	1時間当たり単価(所得税及び復興特別所得税を含まない)	大学教員	教授・准教授	8,000～12,000円	講師・助教・助手	4,000～6,000円	コンサルタント(研修の講師を主たる職業とする場合等を言う)		10,000～20,000円	官公庁職員	本省	6,000～8,000円	都道府県	4,000～6,000円	本省の出先機関	学識経験者	8,000～15,000円	民間企業(「コンサルタント」に該当する場合を除く)	5,000～12,000円	その他	2,000～10,000円	上記の区分に関わらず、その実績が特に評価され著名である者	30,000～50,000円
講師区分	1時間当たり単価(所得税及び復興特別所得税を含まない)																								
大学教員	教授・准教授	8,000～12,000円																							
	講師・助教・助手	4,000～6,000円																							
コンサルタント(研修の講師を主たる職業とする場合等を言う)		10,000～20,000円																							
官公庁職員	本省	6,000～8,000円																							
	都道府県	4,000～6,000円																							
	本省の出先機関																								
学識経験者	8,000～15,000円																								
民間企業(「コンサルタント」に該当する場合を除く)	5,000～12,000円																								
その他	2,000～10,000円																								
上記の区分に関わらず、その実績が特に評価され著名である者	30,000～50,000円																								

	見直し案																
	<p>1時間当たり単価(上限)を次のとおりとする</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>講師区分</th> <th>1時間当たり単価(所得税及び復興特別所得税を含まない)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学教員</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>コンサルタント(研修の講師を主たる職業とする場合等を言う)</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>官公庁職員</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>学識経験者</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>民間企業(「コンサルタント」に該当する場合を除く)</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>上記の区分に関わらず、その実績が特に評価され著名である者</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	講師区分	1時間当たり単価(所得税及び復興特別所得税を含まない)	大学教員	12,000円	コンサルタント(研修の講師を主たる職業とする場合等を言う)	20,000円	官公庁職員	8,000円	学識経験者	15,000円	民間企業(「コンサルタント」に該当する場合を除く)	12,000円	その他	10,000円	上記の区分に関わらず、その実績が特に評価され著名である者	50,000円
講師区分	1時間当たり単価(所得税及び復興特別所得税を含まない)																
大学教員	12,000円																
コンサルタント(研修の講師を主たる職業とする場合等を言う)	20,000円																
官公庁職員	8,000円																
学識経験者	15,000円																
民間企業(「コンサルタント」に該当する場合を除く)	12,000円																
その他	10,000円																
上記の区分に関わらず、その実績が特に評価され著名である者	50,000円																

	現在
備品費	<p>備品＝単価5万円以上で概ね1年以上の耐用年数があるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> テーマ指定助成のみ「備品購入に関する理由書」の提出を求めており、分野指定助成等では購入の理由等を個別に確認する必要がある。

	見直し案
	<p>備品＝単価1万円以上で概ね1年以上の耐用年数があるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての助成で「備品購入に関する理由書」の提出を求めることとし、備品購入の必要性等を確認できるようにする。

4 周知について

	現在
説明会開催	<ul style="list-style-type: none"> 団体が負担なく申請できるよう、説明会を開催し必要なサポートを行う。 申請書作成時の参考になるよう、札幌市公式ホームページ上に説明会の資料やFAQ、様式記載例などを併せて公開する。

	見直し案
募集要項の工夫	<ul style="list-style-type: none"> 申請方法や新たなルールが分かりやすいよう記載を工夫する。 「スタートアップ助成」「分野指定助成」「テーマ指定助成」で共通の募集要項とし、1つの募集要綱を見れば公募助成の全体像が分かるようにする。

